

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員であ</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に<u>従い</u>、他の者がこれにあたる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>1名以上</u>とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員であ</p>

現行定款	変更案
<p>る取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第22条～第38条（条文省略）</p> <p>附則（条文省略）</p>	<p>る取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第22条～第38条（現行どおり）</p> <p>附則（現行どおり）</p>